

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	神代喜来 (神代喜来)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業は、基盤整備の遅れにより用排水や耕作に手間がかかり、大型機械の導入や効率化が難しい状況にある。植え付けや収穫期には作業が集中して過重労働となり、耕作放棄地は少ないものの管理が行き届かない田畠が増えつつある。さらに担い手の高齢化が進み、若手の専業農家がほとんどいないため、10年後の農業経営は不透明であり、農業所得の不安定さと後継者不足が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の農業は、1ha前後の小規模農家が多く、ほ場整備も一部にとどまる中で、水稻と露地野菜(玉ねぎ・レタス・キャベツ・白菜・ブロッコリーなど)を組み合わせた二~三毛作を基盤としてきた。また、耕畜連携によって地力維持と生産性向上にも取り組んできた。しかし近年は、肥料や農薬・農業資材、農業機械などのコスト上昇が経営を圧迫し、小規模経営にとって大きな負担となっている。今後は、スマート農業の導入や生産者と実需者との連携強化を進めるとともに、共同機械の利用や作業委託など協働の仕組みを整え、作業の効率化と省力化を図ることで、持続可能な農業経営を実現していくことが求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集積・集約化されていない圃場も多いので、将来に向けた圃場づくりをめざす。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

圃場の貸し借りは個別農家の判断だが、農地中間機構を活用し集約化ができれば効率化が図れる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水系が複数あって未整備圃場が多い。基盤整備は喜来地域だけでは不十分なので隣接地域と行う必要がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

若い世代や新規参入者への農業技術研修や栽培こよみ、経営のノウハウなどの支援体制を作り、経済的な安定をめざす。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

当地区は、家族経営農家がほとんどで、農繁期には過重労働・労働力不足となり大変である。経営維持のため、作業委託を取り入れ負担を軽くしたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害のできる圃場(オニオン道路付近)で被害防止のため各自が海苔網を設置している
⑨wcsなどで飼料づくりと堆肥提供での資源循環型農業にとりくんでいる。